

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第5、議案第67号 松崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第67号は、松崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（渡辺文彦君） 定員が示されているわけですが、農業委員が12名、推進委員が4名とするとここに出ているわけですが、この数字の根拠なんですけれども、その辺をちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） 農業委員の12名、推進委員を4名とした理由というご質問でございます。

まず前提としまして、改正法の規定によりまして、松崎町農業委員会の場合は、最適化推進委員を必ず設けなければならない委員会となっております。

次に、推進委員と農業委員の定数についてでございますけれども、農地面積1300ヘクタール以下の農業委員会は・・・、これは松崎町の農業委員会に当てはまりますけれども、旧法での選挙委員定数上限が20名、それから農業団体等からの選任委員が7名程度となっておりますので、新制度では推進委員を委嘱しない場合の農業委員の定数上限は旧法と同じ27名となります。しかし、松崎町では推進委員を委嘱する場合になるわけですが、推進委員を委嘱する場合の農業委員の定数はほぼ半数とするとの法の基準がございますので、松崎町では旧法上限の27名の半分、14人が新制度における農業委員定数上限となります。

次に、推進委員については、農地面積100ヘクタールあたり1名を委嘱できますので、松崎町の農地面積、こちらは農水省のセンサス調査によるものが313ヘクタールとなっておりますので、松崎町の推進委員の定数は3プラスアルファが出るものですから4名となり、農業委員との合計では18人が定数上限となります。現行では団体からの選任委員を含めて15人となっておりますけれども、賀茂郡内の各市町とも協議しまして、現行の業務体制を維持するとともに幅広く農地利用の最適化を推進することを目的として、最適化推進委員を含めた定数を現行農業委員定数15名プラス1名としたものでございます。

結果、松崎町では最適化推進委員が4名でございますので、残り12名が農業委員の定数としたものでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はございませんか。

渡辺君、質問がありましたら、続行してください。ありますか。

○2番（渡辺文彦君） 一応12名ということで地区の区長会に一応人数割の選出みたいなものをお願いしたみたいなんですけれども、それは従来の選出方法の枠の中でということですか。それとも、その枠にこだわらないで町内全体の中でこの12名を出せばいいという考え方、それも成り立つわけですか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 現在の定数の区分の仕方というのは、ある程度地区をそれぞれ一つのまとめにして町内35地区あるわけなんですけれども、何地区から1名、何地区から1名、その原則は崩しておりません。

○1番（伴 高志君） 冒頭の説明でちょっと聞き逃してしまって申し訳ないんですけれども。繰り返しになりますけれども、その地区からの推薦が9名とか・・・、その部分をもう一度お願いします。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 12名の内訳ということで、第2条の12人の内訳ということで改めて説明させていただきます。地区推薦が、先ほども渡辺議員に申し上げましたとおりの区分の仕方で9名、それから農業団体、こちらはJ A伊豆太陽さんからを予定していますけれども1人、さらに利害関係のない中立的な立場にある委員を1名。さらに公募、これは公にPRしましてホームページ等で募集をかける人が1名の合計12名としたものでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 今度、農業委員会法で公職選挙法の適用がなくなったということでは

すね。今まで農業委員会は公職選挙法適用で毎年1月1日現在で農業従事者を出しますよね、選挙人名簿に登録するために。当然、選挙人名簿になると公職選挙法ですから松崎町在住3カ月以上とか、20歳以上・・・、来年夏から18歳以上までに引き下げになりましたけれども、そういった住所要件、年齢要件がなくなるということの解釈でよろしいですか。松崎町に在住しなくても他市町村からの応募、特に、いま公募が1名と言いましたよね。その辺の枠が外れるということのご説明をお願いしたい。

もう1点、農業委員会というのは、独立行政法人ではありませんけれども行政機関ですよ。教育委員会、農業委員会、固定資産評価委員、監査委員等々、県はまた人事委員会とか、公平委員会、松崎町はありませんけれど、その辺になりますと独立した農業委員会としての考えは出すんですか。そうすると今度は町長が推薦して、議会の同意を得て町長が任命するというんですから、その辺の農業委員会の独自の考えがなくなって、今度は新たに町長の方から農業政策が出てくるという、その辺の方針ですか・・・。

それともう1つ。それから農地法の3条、4条、5条の許可権限もこの農業委員会です出るんですか、それとも最終的に町長の決裁をあおぐんですか。その辺を教えてくださいませんか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 1点目のいわゆる住所要件、年齢要件ですけれども、これはございません。法律の方では規定されておられませんのでございません。

それから2番目の関係ですけれども、町長が議会の同意を得て町長が任命するということですけれども、基本的には地区推薦、さらにはその辺の推薦の方を重要視し、公募を重要視するわけですので、当然のことながら、そういう指示的な考え方は一切持つことはありません。推薦によりまして委員の方を任命させていただきます。さらには農業委員会につきましても、業務としましては、いわゆる農地利用の最適化とか農業関係の制度、さらには振興策について農業委員会の方から町長に対して意見具申をすることも従来通り変わらないものでございます。農地法3条、4条、5条の審議でございますけれども、こちらは何ら現在と変わっておりません。

○6番（福本栄一郎君） わかりました。今までは公職選挙法・・・、もちろん松崎町の場合は選挙はやらなかったですけど、やった場合は公職選挙法が適用になって、なおかつ農業従事者の一定の条件を満たさなければ選挙権がないということはわかりました。それが改正になって、町長が議会の同意を得て任命するということなんですけれども、そうなりますと、

いわゆる指揮監督権は町長にあるということでしょう。農業委員会独自の案を出して、町長、どうしたらいいかという・・・、一般的にいうとお伺いか、それとも町長の指揮監督を受けるのか、その辺を教えてくださいませんか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君）　そういうことは一切ございません。その前に前段で議会の同意を得なければなりませんので、町長の方で指示的な任命ということは一切あり得ません。

○6番（福本栄一郎君）　じゃあ許認可、いわゆる3条、4条、5条の申請についても今までどおり農業委員の会長を選任して、会長印をつくということですか。事務的なことですから松崎町長印をつくんですか、3条、4条、5条の場合。その辺をお願いします。

○産業建設課長（斉藤昌幸君）　全く同様に、当然農業委員会・・・、これは3条の場合に限ってですけれども、農業委員会長の印鑑、4条、5条は県知事認可ですので、農業委員会長が県の方に審査の進達をして、県知事許可、この流れは全く変わりございません。

○6番（福本栄一郎君）　これで最後にしますけれど、そうなりますと国の方の考え方で法律改正をしたんですけれど、その辺の意図というのは何ですか。教えてくださいませんか。あまり中身が従来と変わらないなら、公職選挙法の適用を外したというけれども、その辺の国と市町村の・・・、休耕地がものすごく全国的に増えています。かたや鳥獣被害等々、地方、市町村がみんな疲へいしていく・・・、そういった中身というのは・・・、背景は何ですか。教えてくださいませんか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君）　基本的に今までのイメージとしては、農業委員会は許認可する委員会というようなイメージがあったわけですが、今回改正法に基づきまして、農業委員会は許認可だけではなく、担い手への集積、集約化、耕作放棄地発生防止、解消、新規参入の促進に積極的に取り組むことが制度的に、法律的にも決められたということで、そういう内容についての仕事をより積極的に行うものになったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君）　この最適化推進委員の位置づけなんですけれども、農業委員の仕事と基本的にはダブる面もあるんでしょうけれども、最適化推進委員の方が実質上これから仕事が増えるような感じがするんですね。この人数で・・・、人数的に制限があるから仕方ないという面もあるんですけれども、この人たちの意思表示というか、こうした方がいいんですよということは委員会の方でも当然尊重されていなければならないんだけど、それが最終

的に受け入れるか受け入れないかは多数決でおそらく決まる。否決されたとしたら、その辺の委員の意見というのはやっぱり尊重されないわけですよ。おそらく。

そうなると、この委員の数というのが非常に問題になると思うんだけど、これは法令で決まっているんだから、どうしようもないと思うんだけど。その辺で、委員の位置づけというのをもう少し確認したいんですけども、最適化推進委員の位置づけを。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 農地利用最適化推進委員については、自ら・・・、4名ということでございますので、それぞれ地区・・・、この場合には、前回全協の方でも説明しましたとおり、旧学校地区の中から1人ずつ推薦していただくというふうに説明しましたけれども。それぞれの地区における、自らが担当する区域内において、担い手への農業集積や遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進など農地等の利用の最適化に向けた活動を行うということで、当然のことながら農業委員会に対しての意見具申等も農業委員会に同席をして意見を述べることも可能でございますので、その辺については何らやぶさかではございません。

審議の関係でございますけれども、当然のことながら、その辺を含めて参考意見を述べることができますので、審議においては、何ら不都合はないと思っております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） この最適化推進委員は農業委員会の議決の中の人数には入らないんですよ。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 当然のことながら、議決権は持っておりません。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようありますので質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号 松崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---